

1 未発生期

- ◆新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ◆海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況。

（対策の目的）

- 発生に備えて体制を整える。

（市の行う主な対策）

- 市行動計画等を踏まえ、国・府・近隣市町等との連携、対応体制、訓練の実施等の事前準備を進める。
- 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、継続的な情報提供を行う。

（1）実施体制

ア 行動計画等の作成

- ・ 特措法に基づき、政府行動計画及び府行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の作成を行い、必要に応じて見直しを行う。

（健康福祉部）

イ 総務担当課長会議

- ・ 総務担当課長会議を通じて発生前の情報を共有し、海外発生時に備えた対策を事前に協議する。

（健康福祉部）

ウ 連携体制

- ・ 国、府、近隣市町、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、情報交換、連携体制の確認及び訓練を実施する。

（関係所管部）

（2）情報収集・提供

ア 情報収集

- ・ 国及び府が発信する情報収集に努め、また、関係部局間での情報共有を図る。
- ・ 国及び府からの要請に応じ、国が行う鳥類・豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。
- ・ 国及び府からの要請に応じ、インフルエンザの感染拡大を早期に探知するための学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の調査に協力する。

（健康福祉部、産業観光部、教育部）

イ 市民への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市広報紙等の各種媒体を利用し、継続的に情報提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を、市民が混乱しないよう的確に提供できるよう保健所との連携のもと、あらかじめその内容や方法を決めておく。

（健康福祉部）

ウ 相談窓口（コールセンター）設置の準備

- ・ 市民からの相談に備え、国や府・保健所との連携のもと、相談窓口（コールセンター）の設置の準備を進める。

（健康福祉部）

（3）まん延防止に関する措置

感染対策の実施

- ・ 市民や学校・保育施設、各種福祉施設等における手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避ける等の基本的な感染対策の周知を図るとともに、職場における感染対策についての周知の準備を行う。
- ・ 自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センター（保健所）に連絡して指示を仰ぎ、外出を控える等といった基本的な感染対策についての理解促進を図る。
- ・ 政府の緊急事態宣言がされた場合の国・府からの不要不急の外出自粛要請に対する理解促進を図り、施設の使用制限の要請に係る理解促進を図る。

（健康福祉部、産業観光部、まちづくり推進部）

(4) 予防接種**ア ワクチンの供給体制への協力**

- ・ 府と連携し、ワクチンを円滑に流通できる体制づくりに協力する。

(健康福祉部)

イ 予防接種**(ア) 特定接種****a 特定接種の位置づけ**

- ・ 特定接種は、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。

b 特定接種の準備等

- ・ 集団的接種を原則として、特定接種の対象となり得る職員に対し、速やかに接種が実施できる体制を整える。
- ・ 府との連携のもと、国が行う特定接種事業者の登録に係る周知や登録事務等について協力する。

(健康福祉部、企画管理部)

(イ) 住民接種**a 住民接種の位置づけ**

- ・ 特措法第46条又は予防接種法第6条第3項の規定により、本市の区域内に居住する者に対し、予防接種を実施することを原則とする。

b 住民接種の準備等

- ・ 国及び府の協力を得ながら、本市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制づくりを進める。
- ・ 円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、他市町村における接種が可能となるよう努め、必要に応じて、国及び府からの技術的な支援を受けるものとする。
- ・ 速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制、器具の確保、接種場所や接種時期の周知等、接種の具体的な方法について準備を進めるよう努める。

- ・ ワクチンの需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

(健康福祉部、生涯学習部、教育部、市立病院)

ウ 情報提供

- ・ 府と連携して、国が行う情報提供に協力し、ワクチンの役割・供給体制・接種順位等の基本的な情報を提供し、市民の理解促進を図る。

(健康福祉部)

(5) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 業務計画作成への協力

- ・ 国及び府において、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。なお、本市は府と情報交換を行い、必要があれば本市に所在する指定（地方）公共機関の支援を行う。

(健康福祉部、政策推進室)

イ 物資供給の要請への協力

- ・ 発生時における医薬品・食料品等の緊急物資の流通・運送が確保されるよう、製造・販売・運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等が、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制を整備するよう、国、府に指導を要請するとともに、本市においても可能な対策を行う。

(健康増進部、政策推進室)

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要配慮者への生活支援

- ・ 府内感染期等における高齢者、障害者等の要配慮者の把握、生活支援の内容や支援体制等について、府との連携のもとその具体的手続きを決めておく。

(健康福祉部)

エ 火葬能力等の把握

- ・ 火葬場の火葬能力及び一時的な遺体の安置施設等について把握・検討を行い、円滑な火葬・埋葬体制を編成する。
- ・ 火葬能力の限界を超える等の事態が起こった場合に備え、府との連携を図る。

(環境市民部)

オ 物資及び資材の備蓄等

- 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄や施設及び設備の整備等を進める。

(関係所管部)

(6) 医療**ア 情報共有**

- 府、近隣市町、亀岡市医師会、亀岡市立病院、公立南丹病院等と感染症発生時の情報共有のための連絡・調整を行う。
- 医療体制の限界を超える等の事態が起こった場合に備え、府との連携を図る。

(健康福祉部、総務部、市立病院)

イ 医療体制への協力

- 保健所を中心とする二次医療圏域を単位とした地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関及び協力医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防機関等の関係者からなる対策会議の設置や地域の実情に応じた医療体制づくりの推進に協力する。
- 府において、府内感染期に備えるための医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画作成の要請やその作成支援が行われる際、府との情報交換のもと、必要な場合その取組みに協力する。
- 府において、入院治療が必要な患者が増加した場合の臨時医療施設の検討に必要な医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握が行われる。本市は、府と情報交換を行い、必要な協力を行う。

(健康福祉部、総務部、市立病院)

2 海外発生期

- ◆海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- ◆国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- ◆海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

（対策の目的）

- 市内発生に備えた体制を確認する。
- 新型インフルエンザ等の早期発見に努める。

（市の行う主な対策）

- 新型インフルエンザ等の海外での発生状況、特徴等に関する情報収集を行う。
- 府の要請によるサーベイランス（情報収集）に協力する。
- 市内の発生に備え、感染対策について情報提供を行い、市民にその準備を促す。
- 相談窓口（コールセンター）を設置する。

（1）実施体制

体制強化

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに市対策会議を開催し、情報の共有及び対策体制の確認を行う。

※ 海外において発生した新型インフルエンザ等に、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合は、感染症法等に基づく対策を実施する。

（健康福祉部）

（2）情報収集・提供

ア 情報収集

- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の設置する問い合わせ窓口等を通じ情報の収集・共有に努める。
- ・ 国及び府からの要請に応じ、国が引き続き行う鳥類・豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に協力する。
- ・ 府からの要請に応じ、臨床像等の特徴を把握するための医師に対する全数把握

及び感染拡大を早期に探知するために行われる学校等でのインフルエンザの集団発生の把握強化に協力する。

(健康福祉部、総務部、産業観光部、教育部)

イ 市民への情報提供

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や対策、帰国者・接触者相談センター（保健所）や帰国者・接触者外来（亀岡市立病院・公立南丹病院）に関する情報を市広報紙等の各種媒体を利用し、情報提供を行う。
- 府内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛の要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）、発生国への出張を避けるよう事業者に求める要請等についての情報提供の準備を行う。
- 府と連携して、国が決定した基本的対処方針を市民、事業者、医療機関等に広く周知する。
- 情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の受取手に応じた情報提供に努める。

(健康福祉部)

ウ 相談窓口（コールセンター）の設置

- 市民からの問い合わせや相談に対応できる、相談窓口（コールセンター）を設置し、国から配布されるQ&Aを活用するなど適切な情報提供を行う。
- 疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。

(健康福祉部)

(3) まん延防止に関する措置

感染対策の実施

- 市民や学校・保育施設、各種福祉施設等における手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避ける等の基本的な感染対策の実施を促す。
- 府からの要請に応じ、新型インフルエンザ等の発生国からの入国者等、感染の可能性のある者について、検疫所から通知があった場合における保健所の行う必要な健康監視等の対応に、必要な場合協力する。

(健康福祉部、産業観光部、まちづくり推進部、教育部)

(4) 予防接種

ア ワクチンに関する情報の収集等

- ・ 府等と連携し、ワクチンの有効性・安全性に関する情報など、接種に必要な情報を収集する。

(健康福祉部)

イ 接種体制

(ア) 特定接種

- ・ 国の基本的対処方針を踏まえ、国と連携し、本市の対象となる職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(健康福祉部、企画管理部)

(イ) 住民接種

- ・ 国が、特措法第46条の規定により、住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種の準備を開始したときには、全ての市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、市行動計画に定めた接種体制に基づき、具体的な体制の準備を進める。

(健康福祉部、教育部)

(5) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 事業者への対応

- ・ 府からの要請に応じ、事業者に対する従業員の健康管理の徹底や職場での感染対策の準備要請に協力する。
- ・ 府からの要請に応じ、登録事業者の事業継続に向けた必要な準備要請に協力する。

(政策推進室、産業観光部)

イ 要配慮者対策

- ・ 新型インフルエンザ等の発生が確認されたこと等を要配慮者や協力者へ情報提供を行う。

(健康福祉部)

ウ 遺体の安置・火葬の準備・検討

- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、府との連携のも

と、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(環境市民部)

(6) 医療

医療体制

- 府、近隣市町、亀岡市医師会、亀岡市立病院、公立南丹病院等と連携し、医療体制について状況共有を図る。
- 府からの要請に応じ、医療に関する対策等に協力する。

(健康福祉部、市立病院)

3 国内発生早期

◆国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

◆国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

【府内未発生期】

- ・ 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態

【府内発生早期】

- ・ 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

（対策の目的）

- 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 患者に適切な医療を提供する。
- 感染拡大に備えた体制の編成を行う。

（市の行う主な対策）

- 医療体制や感染対策について周知し、個人レベルでの感染対策やとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 住民接種の情報提供を行い、ワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始する。
- 市内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための取組体制を整える。

（1）実施体制

ア 市対策会議【緊急事態宣言がされていない場合】

- ・ 国において、基本的対処方針の変更が行われ、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針について公示があった場合には、府対策本部の対応を注視するとともに、市対策会議において関係所管部等との連携のもと対策を協議し、実施する。
(健康福祉部、総務部)

イ 市対策本部【緊急事態宣言がされている場合等】

- ・ 速やかに市対策本部を設置し、国の基本的対処方針等の情報を共有し、必要な対策を実施する。

※ 国において緊急事態宣言がなされていない場合においても、市内発生時等その状況に応じて市対策本部を設置する。

(健康福祉部、総務部)

(2) 情報収集・提供

ア 情報収集

- ・ 府、近隣市町、医療機関、関係機関等との連携のもと情報の収集に努める。
- ・ 国及び府の要請のもと、新型インフルエンザ等患者等の全数把握や学校等での集団発生の把握、新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力する。

(健康福祉部、教育部)

イ 市民への情報提供

- ・ 利用可能な広報媒体・機関を通じ、個人レベルでの感染対策やとるべき行動、感染が疑われる場合等の受診の方法等を周知するとともに、学校・保育施設や職場等での感染対策についての情報を提供する。
- ・ 地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

(健康福祉部、政策推進室、教育部)

ウ 市内における新型インフルエンザ等の発生時の公表

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や府と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。
- ・ 個人情報公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する。

(健康福祉部、総務部、企画管理部)

エ 相談窓口（コールセンター）の充実・強化

- ・ 国から配布されるQ&A（改訂版）を活用するなどにより、市民への情報提供の充実に努める。
- ・ 市民からの問い合わせの内容等を把握し、必要に応じ、情報提供の内容に反映させる。

(健康福祉部)

(3) まん延防止に関する措置

ア まん延防止対策

- ・ 市民や学校・保育施設、各種福祉施設、事業所に対し、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、府の要請に応じ、事業所に対する当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨の要請に協力する。

- ・ 必要に応じて、国及び府から示される学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を踏まえ、府の要請に基づき、本市が設置する学校において、学校保健安全法第20条（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行う。
- ・ 府が行う公共交通機関等に対する、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど感染対策の要請に協力する。
- ・ 府が行う市町村等に対する病院・高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策強化の要請に協力する。
- ・ その他感染拡大防止に関する府の対策に適宜協力する。

（健康福祉部、政策推進室、産業観光部、まちづくり推進部、教育部、市立病院）

◇◇◇ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◇◇◇

府域に緊急事態宣言がされている場合においては、期間を定めて、府が行う施設の使用制限の要請により、本市が設置する学校、保育所等の臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う。

また、学校、保育所等以外の施設に要請される感染対策の徹底を行う。

（関係所管部）

(4) 予防接種

ア 特定接種

- ・ 引き続き、特定接種を進める。

（健康福祉部、企画管理部）

イ 住民接種

(ア) 住民接種の情報提供

- ・ 住民や関係機関に対し、接種に関する情報提供を行う。
- ・ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある人に

については、接種会場に赴かないよう広報等により周知する。また、接種会場においても注意喚起を図る。

(健康福祉部)

(イ) 住民接種の実施

- 発生した新型インフルエンザ等の特性等を踏まえ、市民への接種順位を国が決定し、ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。
- 接種の実施に当たり、国及び府と連携して、学校等の公的な施設を活用する等により接種会場を確保し、集団的接種を行う。

(健康福祉部、教育部)

(ウ) 住民接種の留意事項

- 病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種（予防接種法第6条第3項）については、個人の意思に基づく接種であることから、ワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。
- 医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に療養を担当する医療機関等において接種を行う。
- 在宅医療を受療中の患者であって当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種についても考慮し対応するものとする。
- 社会福祉施設等に入所中の人については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。
- 10ml等の大きなバイアルでワクチンが供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種とする。
- 基礎疾患を有し通院中の医学的ハイリスクを伴う人に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」をもって集団的接種することを原則とする。なお、ワクチン接種については、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- 1ml等の小さなバイアルの流通等の状況によっては、医学的ハイリスクを伴う人に対し、通院中の医療機関において接種を行うことも検討し、対応する。

(健康福祉部)

(工) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・ あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

(健康福祉部)

◇◇◇ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◇◇◇

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

a 住民に対する予防接種の実施

- ・ 住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(健康福祉部)

b 住民接種の広報・相談の留意点

- ・ 特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施する状況にあり、流行に対する不安、ワクチンの供給やその安全性・有効性についての情報も限られることが想定されることから、接種の目的や優先接種の意義、ワクチンの有効性・安全性、接種スケジュールや接種の実施場所・方法などを市民等に対し具体的に示すとともに相談窓口の連絡先等の周知を行う。

(健康福祉部)

(5) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

ア 市民・事業者への要請等に係る協力

- ・ 府からの要請に応じ、事業者に対し従業員に係る健康管理の徹底や職場における感染対策の開始要請に協力する。
- ・ 府からの要請に応じ、消費者の食料品・生活必需品等の購入にあたっての適切な行動の促し及び事業者に対する食料品・生活関連物資等の価格高騰や買占め・売惜しみの抑制に係る要請に協力する。

(健康福祉部、産業観光部)

イ 要配慮者等の対策

- ・ 府との連携のもと、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援等の対策を実施する。

(健康福祉部)

ウ 遺体の安置・火葬

- ・ 遺体の搬送及び火葬に従事する者と連携し、火葬を滞らせることなく行えるよう努める。また、火葬能力に応じて、臨時遺体安置所の準備や遺体の保存を適切に行う。
- ・ 府内における新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、府との連携のもと、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、遺体搬送及び火葬従事者に配布できるように調整する。

(環境市民部)

◇◇◇ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◇◇◇

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

a 水の安定供給

- ・ 水道事業者として定める行動計画により、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な対策を行う。

(上下水道部)

b 生活関連物資等の価格安定

- ・ 生活関連物資等の価格高騰や買占め・売惜しみの抑制のための調査・監視とともに、供給の確保・便乗値上防止等の要請を行う。

(産業観光部)

c サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 府との連携のもと、事業者のサービス水準に係る状況把握とともに、一般廃棄物の収集など市民生活に関連する事業の状況を確認し、今後、まん延段階等においてその水準が相当程度低下する場合、事業の縮小に対する市民の協力等について理解促進を図る。

(企画管理部)

d 医薬品等緊急物資の運送要請

- ・ 府と連携し、緊急の必要がある場合には、指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送・食料品等の緊急物資の輸送について要請する。
(健康福祉部、政策推進室)

(6) 医療

ア 在宅で療養する患者への支援

- ・ 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、本市は、国及び府と連携し、必要な支援を行う。

(健康福祉部、市立病院)

イ 協力医療機関における一般外来への移行

- ・ 国からの要請を踏まえ、府において帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般医療機関での診療体制に移行した際には、協力医療機関である亀岡市立病院及び公立南丹病院における帰国者・接触者外来は一般外来に移行する。

(市立病院)

ウ その他医療提供に係る協力

- ・ その他、府からの要請に応じ、医療機関等への情報提供や医療機関・薬局における警戒活動等医療に関する府の対策に適宜、協力する。

(健康福祉部)

4 国内感染期

- ◆国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ◆感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ◆国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

【府内感染期】

- ・ 府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。

（対策の目的）

- 健康被害を最小限に抑える。
- 医療体制を維持する。
- 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

（市の行う主な対策）

- 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人レベルでのとるべき行動について積極的に情報提供を行う。
- 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ライフライン等の事業活動をできる限り継続する。

（1）実施体制

ア 市対策会議【緊急事態宣言がされていない場合】

- ・ 引き続き、市対策会議において対策を協議し実施する。
- ・ 国において、基本的対処方針の変更が行われ、国内感染期に入ったこと及びその対処方針について公示があった場合には、府対策本部の対応を注視するとともに、市対策会議において関係所管部等との連携のもと対策を協議し、実施する。
(健康福祉部、総務部)

イ 市対策本部【緊急事態宣言がされている場合等】

- ・ 速やかに市対策本部を設置し、国の基本的対処方針等の情報を共有し、必要な対策を実施する。

※ 国において緊急事態宣言がなされていない場合においても、市内発生時等その状況に応じて市対策本部を設置する。

- ・ 本市が、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を検討する。

(健康福祉部、総務部)

(2) 情報収集・提供

ア 情報収集

- ・ 国・府・近隣市町、関係機関等との情報共有を継続し、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。
- ・ 引き継ぎ、府の要請のもと、新型インフルエンザ等の発生状況の把握等のサーベイランスに係る情報の収集に協力する。

(健康福祉部、総務部、教育部)

イ 市民への情報提供

- ・ 引き続き、市民に対し、利用可能な広報媒体・機関を通じて、国内外の発生状況と併せて具体的な対策・その対策理由・対策の実施主体等をできる限りリアルタイムで情報提供する。
- ・ 府等と連携して、個人それぞれのとるべき行動が理解しやすいよう流行状況に応じた医療体制の周知や、学校・保育施設・職場等での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・ 市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、府、近隣市町、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、再度の情報提供に反映する。

(健康福祉部、産業観光部、教育部)

ウ 相談窓口（コールセンター）の継続

- ・ 相談窓口を設置し、市民への情報提供を継続して行う。

(健康福祉部)

(3) まん延防止に関する措置

ア まん延防止対策

- ・ 引き続き、市民や学校・保育施設、各種福祉施設、事業所に対し、手洗い・う

がい・マスク着用・咳エチケット・人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

- ・ 市内で運行する公共交通機関に対して、利用者へのマスク着用の呼びかけ等、感染対策の実施を依頼する。

(健康福祉部、政策推進室、産業観光部、教育部、関係所管部)

イ まん延防止対策に係る要請への協力

- ・ 必要に応じて、国及び府から示される学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を踏まえ、府の要請に基づき、本市が設置する学校において、学校保健安全法第20条(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行う。
- ・ 引き続き、国及び府の要請に基づき、本市が設置する病院や医療機関及び高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設並びに多数の者が居住する施設等における感染対策を強化する。

(健康福祉部、まちづくり推進部、教育部、市立病院)

◇◇◇ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◇◇◇

府域に緊急事態宣言がされている場合において、府からの施設の使用制限の要請により、本市が設置する学校、保育所等の臨時休業や入学試験の延期等の措置を行う。

また、学校、保育所等以外の施設に要請される感染対策の徹底を行う。

(健康福祉部、生涯学習部、教育部、関係所管部)

(4) 予防接種

住民接種の実施

(ア) 住民接種の実施

- ・ 緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項の規定による新臨時接種を進める。

※住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項を参照。

(健康福祉部)

(イ) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・ あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

(健康福祉部)

◇◇◇ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◇◇◇

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

住民接種の実施

- ・ 基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定により、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。
- ※ 市民に対する予防接種実施及び住民接種の広報・相談についての留意事項は国内発生早期の項を参照。

(健康福祉部)

(5) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置**ア 市民・事業者への要請等に係る協力**

- ・ 府からの要請に応じ、事業者の従業員に係る健康管理の徹底や職場における感染対策の開始要請に協力する。
- ・ 府からの要請に応じ、消費者の食料品・生活必需品等の購入に当たっての適切な行動の促し及び事業者に対する食料品・生活関連物資等の価格高騰や買占め・売惜しみの抑制に係る要請に協力する。

(健康福祉部、産業観光部)

イ 要配慮者の対策

- ・ 引き続き、府との連携のもと、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援等の対策を実施する。

(健康福祉部)

ウ 遺体の安置・火葬

- ・ 引き続き、遺体の搬送・保存及び火葬従事者と連携し、滞ることなく火葬が実施できるよう努める。

- 遺体の保存を適切に行うために、必要に応じて、臨時遺体安置所の準備を行う。
- 府と連携し、従事にあたる者の感染予防に必要な、手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等物資の確保を行う。
- 本市において火葬等が困難と判断されるときは、府に他の市町村等における広域火葬の応援・協力を依頼し、火葬体制の確保・遺体搬送の手配等を実施する。

(環境市民部)

◇◇◇ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◇◇◇

府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

a 水の安定供給

- 水道事業者として定める行動計画により、消毒その他衛生上の措置等、水の安定的かつ適切に供給するために必要な対策を行う。

(上下水道部)

b 生活関連物資等の価格安定

- 国及び府と連携して、生活関連物資等の価格高騰や買占め・売惜しみの抑制のための調査・監視とともに、供給の確保・便乗値上防止等の要請を行う。
- 国及び府と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向、国や府の実施する措置等について、市民への適切な周知に努める。また、必要に応じ、相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(産業観光部)

c サービス水準に係る市民への呼びかけ

- 府との連携のもと、事業者のサービス水準に係る状況を把握し、今後、まん延段階等においてその水準が相当程度低下する場合、事業の縮小に対する市民の協力等について理解促進を図る。

(企画管理部)

d 要配慮者対策

- 国及び府の要請に基づき、在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支

援、搬送、死亡時の対応等を行う。

(健康福祉部、環境市民部)

e 埋葬・火葬の特例等

- 国からの要請のもと、府と連携し、可能な限り火葬炉の稼働を行い、火葬能力の限界を超えることが明らかな場合は、一時的に遺体を安置できる施設等の確保を直ちに行う。
- 埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると国が認めるとき、特例により、その市町村以外の市町村長による埋葬又は火葬許可の手続など必要な対応を行う。

(環境市民部)

(6) 医療

ア 在宅で療養する患者への支援

- 国及び府等と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合、在宅で療養する患者への支援や自宅で亡くなった患者の対応を行う。

(健康福祉部、環境市民部、市立病院)

イ 協力医療機関における一般外来への移行

- 国からの要請を踏まえ、府において帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般医療機関での診療体制に移行した際には、協力医療機関である亀岡市立病院及び公立南丹病院における帰国者・接触者外来は一般外来に移行する。

(市立病院)

ウ 地域における医療機関等への情報提供

- 医療機関及び医療従事者に、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に努める。

(健康福祉部)

エ その他医療提供に係る協力

- その他、府からの要請に応じ、医療機関等への情報提供や医療機関・薬局における警戒活動等医療に関する府の対策に適宜、協力する。

(健康福祉部、市立病院)

5 小康期

◆新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

◆大流行はいったん終息している状況

(対策の目的)

- 市民生活及び市民経済の回復を図る。
- 流行の第二波に備える。

(市の行う主な対策)

- 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 第二波の可能性やその備えの必要性について市民に情報提供する。
- 流行の第二波に備え、これまでの対策の評価を行うとともに、資器材等の調達、医療体制等の早急な回復を図る。
- 第二波の流行の影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 市対策会議【緊急事態宣言が解除された場合（されていない場合）】

- ・ 国において、基本的対処方針の変更が行われ、小康期に入ったこと及び縮小・中止する措置等に係る対処方針について公示があった場合には、府対策本部の対応を注視するとともに、市対策会議において関係所管部等との連携のもと対策を協議し、必要な対応を変更して実施する。

(健康福祉部、総務部)

イ 市対策本部【緊急事態宣言が解除されていない場合等】

- ・ 市対策本部において対策を協議し実施する。

- ・ 緊急事態解除宣言がされた場合は、速やかに市対策本部を廃止する。
※ 国において緊急事態宣言がなされていない場合においても、市内の発生状況に応じて市対策本部を設置し、必要な対応を行う。

(健康福祉部、総務部)

ウ 対策の縮小・中止

- ・ 府と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合

には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(関係所管部)

(2) 情報収集・提供

ア 情報収集

- ・ 引き継ぎ、国、府、関係機関との情報共有体制を維持する。
- ・ 国及び府からの要請に応じ、再流行の早期探知のために行われる、学校等における集団発生の把握強化に協力する。

(健康福祉部、教育部)

イ 市民に対する情報提供

- ・ 市民に対し、利用可能な広報媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性の情報提供を行う。
- ・ 市民から相談窓口などに寄せられた問い合わせ、府や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

(健康福祉部、総務部)

ウ 相談窓口（コールセンター）の体制の縮小

- ・ 状況を見ながら国及び府の要請に基づき、相談窓口の体制を縮小する。

(健康福祉部、産業観光部)

(3) まん延防止に関する措置

- ・ 国及び府と連携し、発生状況を踏まえつつ、必要な注意喚起等の内容を市民に周知する。

(健康福祉部、産業観光部、関係所管部)

(4) 予防接種

住民接種

(ア) 住民接種の実施

- ・ 流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進める。

※ 住民接種実施についての留意事項は国内発生早期の項を参照。

(健康福祉部)

(イ) 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・ あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

(健康福祉部)

◇◇◇ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◇◇◇

住民接種の実施

- ・ 府域において、緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。
- ・ 国及び府と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進める。
※ 住民に対する予防接種実施についての留意事項は国内発生早期（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。
※ 住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）を参照。

(健康福祉部)

(5) 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

市民・事業者への呼びかけ

- ・ 府と連携し、必要に応じ、引き続き、市民に対し、消費者の食料品・生活必需品等の購入にあたっての適切な行動を促す啓蒙及び事業者に対する食料品・生活関連物資等の価格高騰や買占め・売惜しみの抑制に係る要請に協力する。

(健康福祉部、産業観光部)

◇◇◇ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◇◇◇

a 業務の再開に係る周知等への協力

- ・ 府からの要請に応じ、重要業務への重点化のために業務を縮小・中止していた事業者に対する業務再開に係る周知に協力する。
- ・ 府からの要請に応じ、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対する被害状況等の確認要請及び流行第二波に備えた事業継続に係る必要な支援に協力する。

(政策推進室、産業観光部)

b 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- 国、府、近隣市町及び指定（地方）公共機関と連携し、地域の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

（健康福祉部、総務部、関係所管部）

(6) 医療**医療体制等**

- 引き続き国及び府と連携し、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、必要な支援を行う。
- 府からの要請に応じ、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す取組に協力する。
- その他医療に関する府の要請に、適宜、協力する。

（健康福祉部、市立病院）

◇◇◇ 緊急事態宣言がされている場合の措置 ◇◇◇

- 必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

（健康福祉部、市立病院）

各発生段階の具体的対策

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期	
政府		新型コロナウイルス等対策閣僚会議	●新型コロナウイルス等発生 ●WHO フェーズ4宣言 政府対策本部設置				
京都府		新型コロナウイルス等対策推進会議	府対策本部設置				
発生状況				緊急事態宣言なし	緊急事態宣言あり	緊急事態宣言なし	緊急事態宣言あり
府内未発生	市内未発生	総務担当課長会議	市対策会議	市対策会議 市対策本部	市対策本部 市対策本部	市対策会議 市対策本部	市対策本部 市対策本部
府内発生	市内発生			市対策会議 市対策本部 市対策本部	市対策本部 市対策本部 市対策本部	市対策本部 市対策本部 市対策本部	市対策会議 市対策会議 市対策本部
対策の目的		○発生に備えて体制の整備を行う。	○市内発生に備えた体制の確認。 ○新型コロナウイルス等の早期発見に努める。	○市内での感染拡大をできる限り抑える。 ○患者に適切な医療を提供する。 ○感染拡大に備えた体制の整備を行う。	○健康被害を最小限に抑える。 ○医療体制を維持する。 ○市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。	○市民生活及び市民経済の回復を図る。 ○流行の第二波に備える。	緊急事態宣言なし又は解除後
市の行う主な対策		○市行動計画等を踏まえ、国・府・近隣市町等との連携、対応体制、訓練の実施等の事前準備を進める。 ○新型コロナウイルス等が発生した場合の対策等に関し、継続的な情報提供を行う。	○新型コロナウイルス等の海外での発生状況、特徴等に関する情報収集を行う。 ○府の要請によるサーベイランス（情報収集）に協力する。 ○市内の発生に備え、感染対策について情報提供を行い、市民にその準備を促す。 ○相談窓口（コールセンター）を設置。	○医療体制や感染対策について周知し、個人レベルでの感染対策をとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 ○住民接種の情報提供を行い、ワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始する。 ○市内感染期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための取組体制を整える。	○医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人レベルでのとるべき行動について積極的に情報提供を行う。 ○住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ○ライフライン等の事業活動をできるだけ継続する。	○情報収集の継続により、第二波の発生を早期探知に努める。 ○第二波の可能性やその備えの必要性について市民に情報提供する。 ○流行の第二波に備え、これまでの対策の評価を行うとともに、資器材等の調達、医療体制等の早急な回復を図る。 ○第二波の流行の影響を軽減するため、住民接種を進める。	
1 実施体制		ア 行動計画等の作成 イ 総務担当課長会議 ウ 連携体制	体制強化	ア 市対策会議 イ 市対策本部	ア 市対策会議 イ 市対策本部	イ 市対策本部	ア 市対策会議
2 情報収集・提供		ア 情報収集 イ 市民への情報提供 ウ 相談窓口（コールセンター）設置の準備	ア 情報収集 イ 市民への情報提供 ウ 相談窓口（コールセンター）設置	ア 情報収集 イ 市民への情報提供 ウ 市内における新型コロナウイルス等の発生時の公表 エ 相談窓口（コールセンター）の充実・強化	ア 情報収集 イ 市民への情報提供 ウ 相談窓口（コールセンター）の継続	ア 情報提供 イ 情報共有 ウ 相談窓口の体制充実・強化	ア 情報収集 イ 市民に対する情報提供 ウ 相談窓口（コールセンター）の体制の縮小
3 まん延防止に関する措置		感染対策の実施	感染対策の実施	ア まん延防止対策 イ まん延防止対策に対する協力	学校、保育所等の臨時休業や入学試験の延期等	ア まん延防止対策 イ まん延防止対策に係る要請への協力	学校、保育所等の臨時休業や入学試験の延期等
4 予防接種		ア ワクチンの供給体制への協力 イ 予防接種 （ア）特定接種 （イ）住民接種 ウ 情報提供	ア ワクチンに関する情報の収集等 イ 接種体制 （ア）特定接種 （イ）住民接種	ア 特定接種 イ 住民接種 （ア）住民接種の情報提供 （イ）住民接種の実施 （ウ）住民接種の留意事項 （エ）住民接種の有効性・安全性に係る調査 ウ 住民に対する予防接種の実施 エ 住民接種の広報・相談の留意点	ア 特定接種 イ 住民接種 （ア）住民接種の情報提供 （イ）住民接種の実施 （ウ）住民接種の留意事項 （エ）住民接種の有効性・安全性に係る調査 ウ 住民に対する予防接種の実施 エ 住民接種の広報・相談の留意点	住民接種の実施 （ア）住民接種の実施 （イ）住民接種の有効性・安全性に係る調査 （ウ）住民接種の実施	住民接種の実施 （ア）住民接種の実施 （イ）住民接種の有効性・安全性に係る調査 （ウ）住民接種の実施
5 市民生活及び地域経済の安定に関する措置		ア 業務計画作成への協力 イ 物資供給の要請への協力 ウ 新型コロナウイルス等発生時の要配慮者への生活支援 エ 火葬能力等の把握 オ 物資及び資材の備蓄等	ア 事業者への対応 イ 要配慮者対策 ウ 遺体の安置・火葬の準備 ・検討	ア 市民・事業者への要請等に係る協力 イ 要配慮者等の対策 ウ 遺体の安置・火葬	ア 市民・事業者への要請等に係る協力 イ 要配慮者等の対策 ウ 遺体の安置・火葬 エ 水の安定供給 オ 生活関連物資等の価格安定 カ サービス水準に係る市民への呼びかけ キ 医薬品等緊急物資の運送要請	ア 市民・事業者への要請等に係る協力 イ 要配慮者等の対策 ウ 遺体の安置・火葬 エ 水の安定供給 オ 生活関連物資等の価格安定 カ サービス水準に係る市民への呼びかけ キ 要配慮者対策 ク 埋葬・火葬の特別等	ア 業務の再開に係る周知等への協力 イ 新型コロナウイルス等緊急事態措置の縮小・中止等
6 医療		ア 情報共有 イ 医療体制整備への協力	医療体制	ア 在宅で療養する患者への支援 イ 協力医療機関の一般外来への移行 ウ その他医療提供に係る協力	ア 在宅で療養する患者への支援 イ 協力医療機関における一般外来への移行 ウ 地域における医療機関等への情報提供 エ その他医療提供に係る協力	必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。	医療体制等

【用語解説】

(アイウエオ順)

○ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型及びC型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型は、さらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。

(いわゆるA/H1N1、A/H3N2 というのは、これらの亜型を指している。)

○ ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)

「人同士のつながり」を電子化するサービス。自己情報のコントロールや人との出会いといった目的を掲げ、各社がサービスを行っている。「コミュニティー」を通じた「友人の輪」のネットワーク型組織。最も会員数の多いSNSはFacebookとされている。

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等家畜として飼養されている鳥のこと。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院のこと。

* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所(これらに準じるものとして政令で定めるものを含む。)又は薬局のこと。

○ 感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床及び結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床のこと。

○ 帰国者・接触者外来

発生病からの帰国者や患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来のこと。

都道府県が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合には、一般の医療機関（普段、季節性のインフルエンザ等の感染症患者を診療する全ての一般の医療機関）で診療する体制に切り替える。

○ 帰国者・接触者相談センター

発生病から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものから、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターのこと。

○ 緊急事態宣言

新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして要件に該当する事態が発生したと政府が認めた時に発する宣言のこと

○ 緊急事態措置

生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないこと（不要不急の外出の自粛等）や学校、社会福祉施設、興業場等多数の者が利用する施設等の使用の制限等を緊急事態宣言の際に告示した期間（最大3年）や区域において実施するもの。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤のこと。ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ 個人防護具（Personal Protective Equipment：PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のこと。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○ サーベイランス

見張り又は監視制度のこと。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 指定公共機関

医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を含む法人で、政令で定めるものをいう。

○ 指定地方公共機関

都道府県内の区域において医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を含む法人、地方道路公社その他の公共施設を管理する法人および地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものをいう。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもののこと。

○ 死亡率（Mortality Rate）

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患して死亡した者の数のこと。

○ 人工呼吸器

救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置のこと。

○ 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを

病原体とする人の感染症のインフルエンザのこと。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザのこと。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもののこと。

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第9項）

○ 積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条の規定による調査のこと。

○ WHO（World Health Organization 世界保健機関）

「すべての人々が可能な最高の健康水準に達すること。（WHO憲章第1条）」を目的として設立された国際機関。国際連合と連携して活動する国連の専門機関に位置づけられており、インフルエンザ等の感染症対策や生活習慣病の対策、委託品や食品の安全対策など幅広い分野で国際的に重要な役割を担っている。新型インフルエンザの発生段階については、WHOのパンデミックインフルエンザ警報フェーズを参考に決定することとしている。

○ 致命率（Case Fatality Rate）

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合のこと。

○ 登録事業者

新型インフルエンザ等の発生において、医療の提供の業務又は国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○ 濃厚接触者

患者と長時間居合わせたなどにより、新型インフルエンザ等の病原体の感染が疑われる者のこと。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンのこと。

○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、毒素の産生能、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現のこと。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）のこと。

○ ポストパンデミック

新型インフルエンザの世界的大流行（パンデミック）が終息に向かい、感染力が季節性インフルエンザと同様程度になった状態のこと。

○ PCR（Polymerase Chain Reaction：ポリメラーゼ連鎖反応）

DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法のこと。ごく微量のDNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNA ウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNA に変換した後にPCR を行うRT-PCRが実施されている。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（平成24年5月11日法律第31号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項 に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項 に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

二～七号 省略

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする。

2 政府行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

二 国が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ 新型インフルエンザ等及び感染症法第六条第七項 に規定する新型 インフルエンザ等感染症に変異するおそれが高い動物のインフルエンザの外国及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集

ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供

ハ 新型インフルエンザ等が国内において初めて発生した場合における第十六条第八項に規定する政府現地対策本部による新型インフルエンザ等対策の総合的な推進

ニ 検疫、第二十八条第三項に規定する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ホ 医療の提供体制の確保のための総合調整

ヘ 生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置

三 第二十八条第一項第一号の規定による厚生労働大臣の登録の基準に関する事項

四 都道府県及び指定公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する都道府県 行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事

五 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

- 六 新型インフルエンザ等対策の実施に当たっての地方公共団体相互の広域的な連携協力その他の関係機関相互の連携協力の確保に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な事項
- 3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階、新型インフルエンザ等が外国において発生した段階及び新型インフルエンザ等が国内において発生した段階に区分して定めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府行動計画を国会に報告するとともに、その旨を公示しなければならない。
- 7 政府は、政府行動計画を定めるため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）、指定公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の変更について準用する。

（都道府県行動計画）

- 第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。
- 2 都道府県行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - 二 都道府県が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等の都道府県内における発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査
 - ロ 新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ハ 感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ニ 医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置

- ホ 物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 市町村及び指定地方公共機関がそれぞれ次条第一項に規定する市町村行動計画及び第九条第一項に規定する業務計画を作成する際の基準となるべき事項
- 四 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 五 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し都道府県知事が必要と認める事項
- 3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、前項の規定により報告を受けた都道府県行動計画について、必要があると認めるときは、当該都道府県知事に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。
- 7 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長（当該指定行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。以下同じ。）、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前条第五項の規定は、都道府県行動計画の作成について準用する。
- 9 第三項から前項までの規定は、都道府県行動計画の変更について準用する。

（市町村行動計画）

- 第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

- イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。
 - 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
 - 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
 - 7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。
 - 8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

（政府対策本部の設置）

- 第十五条** 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。

（基本的対処方針）

- 第十八条** 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本

的な対処の方針（以下「基本的対処方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
 - 二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
 - 三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項
- 3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。
- 4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

（都道府県対策本部の設置及び所掌事務）

- 第二十二条** 第十五条第一項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。
- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

（都道府県対策本部の組織）

- 第二十三条** 都道府県対策本部の長は、都道府県対策本部長とし、都道府県知事をもって充てる。
- 2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者（道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。）をもって充てる。
 - 一 副知事
 - 二 都道府県教育委員会の教育長
 - 三 警視総監又は道府県警察本部長
 - 四 特別区の消防長
 - 五 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事が当該都道府県の職員のうちから任命する者
 - 3 都道府県対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、都道府県知事が指名する。
 - 4 都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該都道府

県の職員以外の者を都道府県対策本部の会議に出席させることができる。

(都道府県対策本部長の権限)

第二十四条

1項～3項 省略

4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

5項～8項 省略

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(都道府県対策本部の廃止)

第二十五条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

(条例への委任)

第二十六条 第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項に規定するもののほか、都道府県対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(特定接種)

第二十八条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- 一 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第三項及び第四項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- 二 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。

- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第三十一条において「特定接種」という。）及び同項第一号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第一項第一号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項 に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条第一項 の規定による予防接種とみなして、同法（第十二条第二項、第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第七条 及び第八条 中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第十五条第一項 、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第十五条第一項 中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項 中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「国」とする。
- 6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項 の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項 、第十八条及び第十九条第一項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十五条第一項 中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項 中「市町村（第六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第二項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。
- 7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第六条第一項 の規定による予防接種とみなして、同法（第二十六条及び第二十七条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第十五条第一項 中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第二十五条第一項 中「市町村（第六条第一項の規

定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
 - 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域
 - 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要
- 2 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。
- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要性がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

（市町村対策本部の設置及び所掌事務）

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(市町村対策本部の組織)

第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

一 副市町村長

二 市町村教育委員会の教育長

三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）

四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者

3 市町村対策本部に副本部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。

4 市町村対策本部長は、必要があると認めるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。

(市町村対策本部長の権限)

第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うことができる。

2 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、都道府県対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。

3 市町村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。

4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。

5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置

を講ずるよう求めることができる。

- 7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(準用)

第三十七条 第二十五条及び第二十六条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五条中「第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第三十二条第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第二十六条中「第二十二条から前条まで及び第三十三条第二項」とあるのは「第三十四条から第三十六条まで及び第三十七条において読み替えて準用する第二十五条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

(特定都道府県知事による代行)

第三十八条 その区域の全部又は一部が第三十二条第一項第二号に掲げる区域内にある市町村（以下「特定市町村」という。）の長（以下「特定市町村長」という。）は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県（以下「特定都道府県」という。）の知事（以下「特定都道府県知事」という。）に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内の特定市町村長から前項の規定による要請を受けたときは、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を当該特定市町村長に代わって実施しなければならない。
- 3 特定都道府県知事は、前項の規定により特定市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 第二項の規定による特定都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を

考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第二項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

（住民に対する予防接種）

第四十六条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第十八条第二項第三号に掲げる重要事項として、予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定により予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。
- 3 第一項の規定により基本的対処方針において予防接種法第六条第一項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第二十五条第一項中「市町村（第

六条第一項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村)」とあるのは「市町村」とする。

- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第二十六条 及び第二十七条 の規定は、適用しない。
- 5 市町村長は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項 の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 6 第三十一条第二項から第五項までの規定は、第三項の規定により読み替えて適用する予防接種法第六条第一項 の規定による予防接種について準用する。この場合において、第三十一条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

○新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令（抜粋）

（平成25年4月12日政令第122号）

（使用の制限等の要請の対象となる施設）

第十一条 法第四十五条第二項 の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十三号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
 - 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
 - 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条 に規定する大学、同法第二百二十四条 に規定する専修学校（同法第二百五条第一項 に規定する高等課程を除く。）、同法第百三十四条第一項 に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
 - 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 五 集会場又は公会堂
 - 六 展示場
 - 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
 - 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
 - 九 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
 - 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
 - 十四 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型コロナウイルス等緊急事態において、新型コロナウイルス等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型コロナウイルス等のまん延を防止するため法第四十五条第二項 の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの
- 2 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抜粋）

（平成10年10月2日法律第114号）

（定義）

第六条

1項～6項 省略

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

8項 省略

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

10～23項 省略

○予防接種法（抜粋）

（昭和23年6月30日法律第68号）

（臨時に行う予防接種）

第六条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

○学校保健安全法（抜粋）

（昭和33年4月10日法律第56号）

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○亀岡市新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 6 月 22 日

条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、亀岡市新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 亀岡市新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 亀岡市新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 亀岡市新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(その他)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○亀岡市庁議等に関する規則（抜粋）

平成 15 年 3 月 31 日

規則第 15 号

（部長会議）

第 4 条 部長会議は、市政方針の伝達、各部及び各執行機関相互の情報交換及び連絡調整の機能を有する機関とする。

2 部長会議は、担当副市長が招集し、主宰する。

3 部長会議は、市長、副市長、病院事業管理者、教育長、政策推進室長、企画管理部長、生涯学習部長、総務部長、環境市民部長、健康福祉部長、産業観光部長、まちづくり推進部長、会計管理者、上下水道部長、市立病院管理部長、教育部長及び議会事務局長をもって構成する。

4 担当副市長は、必要があるときは、部長会議に関係職員を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

5 部長会議に付議する事案は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 市長指示及び命令、決定事項の伝達並びに情報交換に関する事項

(2) 主要事務事業の執行及び調整に関する事項

(3) その他市長が特に必要と認める事項

6 部長会議は、毎月 2 回定例的に会議を開催するほか、必要に応じて会議を開催するものとする。

7 部長会議の庶務は、企画管理部において行う。

（総務担当課長会議）

第 6 条 総務担当課長会議は、情報の交換及び伝達の機能を有する機関とする。

2 総務担当課長会議は、企画管理部長が主宰し、政策推進室、各部、市立病院及び教育委員会事務局の総務担当課長をもって構成する。

3 総務担当課長会議に付議する事案は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 情報の交換及び伝達に関する事項

(2) 全庁的な事務処理基準の統一に関する事項

(3) 全庁的な事務事業の推進方法に関する事項

(4) その他必要な事項

4 総務担当課長会議は、毎月 1 回定例的に会議を開催するほか、必要に応じて会議を開催するものとする。

5 総務担当課長会議の庶務は、企画管理部において行う。

○亀岡市危機管理計画（抜粋）

制 定 日 平成14年11月 1日

最終改訂日 平成24年 4月 1日

（定義）

第2条 この計画において、危機とは次の各号に定めるところによる。

（1）～（4）省略

（5）大規模感染症 病原菌により、広範囲に感染症が広がることによる被害をいう。

（6）～（9）省略

（組織）

第3条 この計画は、次の組織により運用するものとする。

（1）～（2） 省略

（3）亀岡市危機管理対策本部

（4）亀岡市危機管理対策会議

（5）総務担当課長会議

2～3 省略

4 亀岡市危機管理対策本部は、市長を本部長とし、亀岡市地域防災計画及び亀岡市国民保護計画に定めるものを除き、危機の事象の内容、規模に応じて設置するものとする。

5 亀岡市危機管理対策会議は、亀岡市庁議等に関する規則第4条を準用し、危機事象主管担当副市長を議長とし、危機の事象の内容、規模に応じて設置するものとする。

6 総務担当課長会議は、亀岡市庁議等に関する規則第6条を準用し、危機の事象の内容、規模に応じて会議を開き、情報の収集に当たるものとする。

7 省略

（個別計画）

第4条 第2条各号に定める危機事象について、必要があると認められる場合は、個別計画を定めることができる。

（危機管理適用区分）

第6条 第2条各号に定める危機事象により被害が発生したとき又は被害が発生する恐れがあるときは、次のとおり対処するものとする。

(1)～(2) 省略

(3) その他の危機については、個別に定めたマニュアルによるものとする。

2 省略

(調整)

第8条 危機の発生又は危機の発生するおそれのあるときは、危機事象主管課は理事者報告を行い、市民への影響等を勘案し総務担当課長会議又は亀岡市危機管理対策会議の開催を要請し、行政組織内相互の連絡調整を図るものとする。

2 総務担当課長会議又は亀岡市危機管理対策会議は、危機の状況を集約して市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 この計画に係る庶務については、総務部自治防災課において行う。

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

- ◆ 府では、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合、京都府新型インフルエンザ等対策行動計画の参考「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す対策を行う。
- ◆ 本市は、府と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び府などからの要請があれば、その取組等に適宜、協力する。

(1)

- 国内外において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、必要に応じ、会議を開催し、情報の集約・共有を行うとともに、今後の対応につて協議・決定する。

(健康福祉部、各関係部)

(2)

- 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人に感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合、必要に応じて、府から市町村及び府民に対し、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等についての情報提供が行われる。

本市においては、府との連携のもと、鳥インフルエンザに関する国内外の情報を収集し、市民への情報提供を行う。

(健康福祉部)

- 市内において、家きん等に高病原性鳥インフルエンザが発生した場合や鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、府における発生状況及び対策についての情報提供のもと必要な対策を行う。

(健康福祉部、産業観光部)

- 府において、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。府からの要請に応じ、必要な場合、本市は、その把握に協力する。

(健康福祉部)

(3)

ア 市内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対応

- 府において実施される、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等に、府からの要請のもと、必要な場合、その取組みに適宜協力する。

（健康福祉部、環境市民部）

イ 家さん等への防疫対策

- 府において、鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家さんでの発生を予防するために実施される農場段階での衛生管理等に、必要な場合、適宜協力する。

（健康福祉部、産業観光部）

- 府内で鳥インフルエンザが発生した場合、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針、府高病原性鳥インフルエンザ等対策本部等設置要綱に基づく府の対策に、必要な場合、適宜協力する。

（健康福祉部、各関係部）

(4)

海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人に感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザの人への感染が認められた場合、府における次の対策に、必要な場合、適宜協力する。

- ① 海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる有症状者の情報について、国に情報提供するように医療機関等に行われる周知。

（健康福祉部）

- ② 発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に行われる周知。

（健康福祉部）